

～会員からの秋祭りへの意見～

1. 司会者が一企業だけの食品ブースの宣伝をしていた様に聞こえた。
2. 領事館のブース前にお神輿が置かれていたので来年は適切な場所を決める必要あり。
3. 国歌斉唱の時、話し声がして（本部席近くでも）うるさかった。マナー周知の必要あり。
4. 日本人学校、補習校生徒の書いたポスターの入賞者を現場でわかるように展示してほしい。
5. ポスターを書いた生徒全員に参加賞をあげてほしい。
6. 今年は物販(おもちゃ)の売れ残りが過去最大となった。
7. 買い付け前に今の子供達に人気のあるおもちゃを聞いてみては？
8. 物販を販売するのに種類が多いにもかかわらず値段の情報が遅れていて困っていた。
9. 駄菓子の中身が見えないのでまったく売れなかった。値段も7ドルは高いのでは？
10. お客様が安心して買えるように中身が見える透明の袋にしてみてもいい？
11. 店の表示は(DAGASHI)より(JAPANESE SNACK)の方が分かりやすく売れやすいのではない？
12. 公共トイレの中でゆかたの着替えをしている人がいた為、トイレに長い行列ができて他のお客様に迷惑が加わっていた。
13. ゲームの値段が高いのでは？(1回チケット3枚のブース)
14. 9時を過ぎた時点で売れ残りのおもちゃ、駄菓子が多数あるところは、値段を下げて、売り切るのがいいのでは？
15. 学生ボランティアが私の担当ブースには全く姿を現さなかった。
16. 去年も同様だったため、学生ボランティアの管理についてより厳格な取り扱いを望みたい。
17. ボランティアかつ授業の単位取得の一環ということであれば、貴重な会員からの寄付金などから成り立つチケットの提供は不要なのでは？
18. 僅かながらでも寄付金を出している企業の立場を考えると不公平なのでは？
19. 金魚、ヨーヨー等の水の補給がもっと必要、補給用のバケツの数を増やすか、水道に近い所、十分の長さのホースの用意が必要。ヨーヨーの代わりにスーパーボール等にしてみてもいい？
20. ドリンク、物販、シェフ会の所では学生ボランティアのおかげで大変助かったとの事。出来れば人数をもっと欲しいとの意見があった。
21. 日本酒を冷たくする為、氷を入れて売っていた。薄めて売っている様に思われるクリームがあった為、誤解の無いように準備をすすめて欲しい。
22. 飲料水がもっと必要であった。
23. 氷の配達の後半になるとペースが悪く、最後は無駄になって捨てていた。
24. 地元日本人の親睦祭りに徹するべきでは？
25. イベントは地元日本人会員によるものに徹しては？
26. 盆踊りとは関係のない、ダンス、合気道、日舞、外部からの踊り手の参加を再考しては？
27. 誰もが参加できるように、幅広く、というコンセプトが演出の趣旨とは思いますが本趣旨を混乱させる事もありますのであまり見せようという演出、面白く組み立てようという演出はいらぬ様に感じる。日本固有の伝統ある祭りでない様な気がした。
28. 常に音響が大きく、司会の喋りが多すぎる様に感じた。お祭りの威勢の良さは理解できるがお囃子や日本的なBGM等の流れる時間を設けてはどうか？
29. 奉仕団体が空き箱の整理と片付けなどをしていてくれたので割合きれいに片付いたような気がした。
30. 手洗いの場所が限られていた。案内の様なものがあればいい。
31. ブースの裏側全般のセキュリティーの強化が必要ではないか。

日本人会理事・監事への申し送りとさせていただきます、今後の秋祭りに反映できますよう検討を図りたいと思います。  
日本人会 青年部

在ハガツニャ日本国総領事館からのお知らせ

～在外選挙制度のお知らせ～

在外選挙では、国政選挙（衆議院議員選挙及び参議院議員選挙）に投票することができます。

在外選挙で投票をするためには在外選挙人名簿への登録申請をして、あらかじめ在外選挙人証を取得していただく必要があります。在外選挙人証をお持ちでない方は、お早めに総領事館において登録申請をお願いします。

1. 登録資格

- (1) 満20歳以上の日本国民であること。
  - (2) 当総領事館の管轄区域（グアム島、北マリアナ諸島）内に引き続き3か月以上お住まいの方（※）。
- ※ なお、3か月未満の方でも登録申請が出来るようになりました。3か月住所要件を満たしていない場合、総領事館では申請書を一旦お預かりし、3か月経過時に改めて住所を確認した上で、手続きを再開することとなります。

2. 申請の際に持参していただく書類

（申請者ご本人による申請の場合）

- (1) 日本国旅券  
旅券が提示出来ない場合は、運転免許証、グアムID、グリーンカード等の顔写真付きの身分証明書の提示をお願いします。

- (2) 当館管轄区域内に居住していることを確認できる書類

○申請の時点で管轄区域内に引き続き3か月以上居住されている方：住宅賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、公共料金の請求書等。ただし、在留届を在外公館に3か月以上前に提出済みの場合は不要です。

○申請時に管轄区域内の居住期間が3か月未満の方：申請時の住所を確認できる書類。

3. 登録申請先となる選挙管理委員会  
原則として、日本国内の最終住所地の市区町村選挙管理委員会です。

4. 注意事項

- (1) 日本国内で転出届を提出されていない方は、各市町村役場で手続きをお願いします。
- (2) 在外選挙人証の交付は、概ね2～3ヶ月後となります。

【お問い合わせ】

在ハガツニャ日本国総領事館（領事班）

電話：646-1290 FAX：646-1490

メール：infocgj@ite.net